（証券コード7901）
2020年 7月14日

株　主　各　位

北九州市門司区社ノ木一丁目２番１号
株 式 会 社　マ ツ モ ト
代表取締役社長　松　本　敬三郎

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第 32 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご無理をなさらず、出席を見合わせることもご検討下さい。ご出席を見合わせていただく場合は、書面により議決権行使を行うことができます。その際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020 年 7 月 28 日（火曜日）午後 5 時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年７月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　北九州市小倉北区上富野四丁目１番25号
松柏園ホテル
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
３．会議の目的事項
報告事項　第32期（2019年５月1日から2020年４月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役5名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.matsumoto-inc.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承下さい。
◎新型コロナウイルスの今後の流行状況により、今後の株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合も、上記当社ホームページに掲載いたしますので、ご出席される場合はあらかじめご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（**添付書類**…当社は連結対象会社がないため連結関係書類は作成しておりません。）

事　業　報　告

（2019年5月1日から
2020年4月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景とした緩やかな回復基調で推移いたしましたが、消費税増税に伴う個人消費の縮小に加え、新型コロナウイルス感染拡大が経済に大きな影響を与えており、先行きはかなり不透明な状況となってまいりました。

印刷業界におきましては、デジタル化の進展に伴い電子書籍やインターネット広告市場の伸長が著しい一方で、紙媒体需要は減退を続け、さらに受注価格の下落や原材料価格の上昇など厳しい経営環境が続いておりました。

このような状況におきまして、当期の業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、学校アルバム部門は増収となりましたが、一般商業印刷部門が減収となりましたため、全社で、前期2,835百万円に対し、0.6％減の2,818百万円となりました。また、損益につきましては、製造原価ならびに販売管理費ともにコストダウンを推進し、営業損失28百万円（前期比42百万円損失減）、経常損失1百万円（前期比42百万円損失減）と損益改善いたしました。さらに、投資有価証券売却益の計上等により、当期純利益は、7百万円（前期は49百万円の損失）となり、3年ぶりの黒字となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

〔学校アルバム部門〕

学校アルバム部門につきましては、少子化による市場規模の縮小は続いておりますが、着実に営業活動を展開し、売上高は前期比0.7％増の2,100百万円となりました。

〔一般商業印刷部門〕

一般商業印刷部門につきましては、ペーパーレス化の加速により印刷需要の減少傾向が続くとともに、期末近くで新型コロナウイルス感染対策による経済活動緊縮の余波を受けて発注量が落ち込み、売上高は前期比4.1％減の718百万円となりました。なお、この売上高はインターネット関連事業も含んでおります。

(2) 資金調達の状況

当期において必要な資金は、すべて自己資金より充当いたしました。

(3) 設備投資の状況

当期は、製本機械等 283 百万円の設備投資を行いました。

(4) 財産および損益状況の推移

区　　分	第29期 (2016年度)	第30期 (2017年度)	第31期 (2018年度)	第32期(当期) (2019年度)
売　上　高(百万円)	2,811	2,757	2,835	2,818
経 常 利 益(百万円)	△10	△128	△44	△1
当期純利益(百万円)	14	△148	△49	7
1株当たりの当期純利益	37円28銭	△392円72銭	△132円28銭	20円99銭
総　資　産(百万円)	4,735	4,636	4,533	4,347
純　資　産(百万円)	3,549	3,400	3,291	3,188

(注) 1．1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2．2017 年 11 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。第 29 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1 株当たりの当期純利益」を算定しております。
3．「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 29 号　2018 年 2 月 16 日) を第 31 期から適用したため、第 30 期の総資産の金額を遡及修正しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染流行の終息が見えず、また 2020 年の印刷･情報用紙の内需は、5 年前に比べ 2 割減ると予測され、事業を取り巻く環境はとても厳しい状況が続きますが、当社といたしましては、設備の稼働率を高め競争力の強化をはかり、新規顧客の拡大に取り組んでさらなる業績の向上を目指してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、印刷物の製造販売を主たる事業としており、その製品は次のとおりであります。

学校アルバム……幼・小・中・高・専・大学ならびに各種学校等向け卒業アルバム、記念アルバム、記念誌等他

一般商業印刷……ポスター、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、カレンダー他

インターネット関連事業……デジタル写真アルバム（Kぴぃ・メモリオ）
自費出版（ホンニナル出版）
印刷通信販売（プリエイト）
写真プリント販売（ギガフォトレージ）

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

①営業所および工場

本社　北九州市門司区社ノ木一丁目２番１号

名　　称	所　在　地
営業所	
東京営業所	東京都新宿区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
デザインセンター	北九州市門司区
工　場	
松原工場（印刷・製本）	北九州市門司区
猿喰工場（製版・印刷）	北九州市門司区
社ノ木工場（製本・オンディマンド印刷）	北九州市門司区
高浜工場（オンディマンド印刷・製本）	北九州市小倉北区

②従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201 名	△５名	42.1 才	16.9 年

（注）上記従業員の外に、期中平均 90 名のパートタイマーがおります。

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　1,288,900 株
（2）発行済株式の総数　381,300 株
（うち自己株式　3,835 株）
（3）株主数　381 名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
松本　敬三郎	58,900	15.60
松本　政敬	28,800	7.63
穐田　誉輝	19,000	5.03
梅津　武	17,600	4.66
松本　大輝	17,000	4.50
松本　久美子	16,200	4.29
株式会社大分銀行	14,400	3.81
山下　敬弘	12,100	3.21
松本　敬孝	11,400	3.02
水元　公仁	11,000	2.91

（注）持株比率は、自己株式（3,835 株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	松本　政敬	
代表取締役社長	松本敬三郎	
常務取締役	松本　大輝	営業本部長
取締役	梅津　武	総務部長
取締役	杉本　佳彦	公認会計士
常勤監査役	石川　正則	
監査役	安井　玄治	株式会社安井組代表取締役会長
監査役	原永　茂	税理士

（注）1．取締役杉本佳彦氏は、社外取締役であり、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2．監査役安井玄治氏および原永茂氏は、社外監査役であり、監査役原永茂氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当社は取締役杉本佳彦氏、監査役安井玄治氏および監査役原永茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当社と株式会社安井組とは建築工事等の取引があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役	5名	85,840千円
監査役	3名	8,450千円
計 （うち社外役員）	8名 （3名）	94,290千円 （3,920千円）

（注）上記の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した9,690千円を含んでおり、このうち9,040千円が取締役分であり、650千円が監査役分であります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	杉本　佳彦	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、主に公認会計士として財務・会計ならびに経営管理に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
監査役	安井　玄治	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち8回におよび当期に開催された監査役会9回のうち8回に出席し、長年にわたる経営者としての高い見識と豊富な経験から意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。
監査役	原永　　茂	同氏は当期に開催された取締役会12回のうち11回におよび当期に開催された監査役会9回の全てに出席し、主に税理士として財務・会計ならびに法令遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性･適正性を確保するための助言･提案を行っており、監査役会においても審議に関して必要な発言や職務執行状況の報告を適宜行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　16,000 千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

２．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第 399 条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。

② 取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的に実施することにより、コンプライアンス意識を高める。

③ 使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① リスク管理規程を定め危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。
② 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
毎月１回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。
(5) 当該株式会社の業務の適正を確保するための体制
前記「(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。
(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。
(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。
(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制
① 取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
② 監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。
③ 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
② 監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。
③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。
④ 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの適切な整備および運用を行い、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化、内部監査体制の充実に取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制
社長がコンプライアンス責任者となり、取締役および使用人に対し継続して定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透および高揚に努めました。

(2) リスク管理体制
社長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、事業および業務に係るリスクの抽出ならびに対応策が報告、協議されております。
また、適宜是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取組みを実施してまいりました。

(3) 内部監査体制
当社の内部監査は経営管理部が担当し、監査役ならびに会計監査人とも連携をはかり有効な内部監査を行ってまいりました。

（注）本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年4月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,772,894**	**流動負債**	**641,418**
現金及び預金	1,301,172	買掛金	311,999
受取手形	30,708	未払金	109,314
売掛金	302,528	未払費用	34,712
商品及び製品	2,730	未払法人税等	17,691
仕掛品	64,645	未払消費税等	60,978
原材料及び貯蔵品	55,571	賞与引当金	67,000
前払費用	17,014	その他の流動負債	39,721
その他の流動資産	1,321		
貸倒引当金	△2,800	**固定負債**	**517,985**
		長期預り敷金	30,170
固定資産	**2,574,920**	長期預り保証金	94,000
有形固定資産	**2,249,436**	退職給付引当金	128,147
建物	609,001	役員退職慰労引当金	248,248
構築物	17,335	資産除去債務	17,419
機械及び装置	656,107		
車両及び運搬具	310	**負債合計**	**1,159,403**
工具器具及び備品	11,243		
土地	929,190	**株主資本**	**3,189,390**
建設仮勘定	26,248	**資本金**	**929,890**
無形固定資産	**45,232**	**資本剰余金**	**1,691,419**
ソフトウェア	42,378	資本準備金	1,691,419
電話加入権	2,453	**利益剰余金**	**585,297**
施設利用権	400	利益準備金	77,000
投資その他の資産	**280,251**	その他利益剰余金	508,297
投資有価証券	88,244	別途積立金	400,000
破産更生債権等	9,188	繰越利益剰余金	108,297
敷金	58,874	**自己株式**	**△17,217**
保証金	166		
繰延税金資産	27,310	**評価・換算差額等**	**△979**
保険積立金	105,767	その他有価証券評価差額金	△979
貸倒引当金	△9,300		
		純資産合計	**3,188,410**
資産合計	**4,347,814**	**負債及び純資産合計**	**4,347,814**

損 益 計 算 書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,818,992**
売上原価		**2,341,726**
売上総利益		**477,266**
販売費及び一般管理費		**505,754**
営業損失		**28,488**
営業外収益		
受取利息	117	
受取配当金	7,714	
不動産賃貸収入	30,910	
雑収入	3,966	42,708
営業外費用		
不動産賃貸原価		15,927
経常損失		**1,707**
特別利益		
固定資産売却益	16,299	
投資有価証券売却益	20,958	37,257
特別損失		
固定資産除却損		19,081
税引前当期純利益		**16,469**
法人税、住民税及び事業税	6,070	
法人税等調整額	2,475	8,545
当期純利益		**7,923**

株主資本等変動計算書

（2019年５月１日から
2020年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	500,000	38,120	615,120	△17,217	3,219,213
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△37,746	△37,746		△37,746
別途積立金の取崩					△100,000	100,000	－		－
当期純利益						7,923	7,923		7,923
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△100,000	70,176	△29,823	－	△29,823
当期末残高	929,890	1,691,419	1,691,419	77,000	400,000	108,297	585,297	△17,217	3,189,390

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	72,033	72,033	3,291,246
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△37,746
別途積立金の取崩			－
当期純利益			7,923
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△73,012	△73,012	△73,012
事業年度中の変動額合計	△73,012	△73,012	△102,835
当期末残高	△979	△979	3,188,410

個 別 注 記 表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　　定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法。少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、3年間で均等償却。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物：15年～65年、機械及び装置：10年

（2）無形固定資産　　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金　　一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

（4）役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5．その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積について）

2021年4月期の半ばまでには、通常の経済活動を取り戻すとともに、主力の学校アルバムも平年どおり2月、3月に納品するとの前提において、固定資産に関する減損損失の認識要否の判断及び測定、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　3,359,331千円

2．担保に供している資産

（1）担保に供している資産

建物	158,126千円
土地	339,376千円
合計	497,502千円

上記に対応する債務はありません。

Ⅲ　損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
発行済株式				
普通株式	381,300株	—株	—株	381,300株
合　計	381,300株	—株	—株	381,300株
自己株式				
普通株式	3,835株	—株	—株	3,835株
合　計	3,835株	—株	—株	3,835株

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年7月25日定時株主総会	普通株式	37,746千円	100円	2019年4月30日	2019年7月26日

3．当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種　類	配当の原資	配当金の総　　額	1株当たり配当額	基準日	効　力発生日
2020年7月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,746千円	100円	2020年4月30日	2020年7月30日

（注）2020年7月29日開催予定の定時株主総会において決議を予定しております。

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。余裕資金の運用は、定期預金を中心とした安全で流動性の高い金融資産にて行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,301,172	1,301,172	—
(2) 売掛金	302,528		
貸倒引当金（※1）	△2,329		
差　引	300,199	300,199	—
(3) 投資有価証券	86,244	86,244	—
資　産　計	1,687,616	1,687,616	—
(1) 買掛金	311,999	311,999	—
(2) 未払法人税等	17,691	17,691	—
負　債　計	329,690	329,690	—

（※1）売掛金に対する貸倒引当金であります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　　産	算 定 方 法
(1) 現金及び預金 (2) 売掛金	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
(3) 投資有価証券	株式等は取引所の価格を時価としております。
負　　債	算 定 方 法
(1) 買掛金 (2) 未払法人税等	短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（注）２．非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産（３）投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ　賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北九州市内において、当社所有の建物の一部について賃貸しており、また、事業の用に供していない不動産を有しております。

２．賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時　　価
410,594千円	424,166千円

（注）当事業年度末の時価は、賃貸不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく価額、事業の用に供していない不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額及び一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

Ⅶ　税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等否認	3,981 千円
賞与引当金等損金算入否認	23,329 千円
投資有価証券評価損否認	34,623 千円
退職給付引当金損金算入否認	38,969 千円
役員退職慰労引当金損金算入否認	75,492 千円
保険積立金評価損否認	16,723 千円
貸倒引当金損金算入否認	3,679 千円
資産除去債務等	6,132 千円
繰越欠損金	69,812 千円
繰延税金資産小計	272,744 千円
評価性引当額	△ 245,434 千円
繰延税金資産合計	27,310 千円

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいことから記載を省略しております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	8,446 円 90 銭
２．１株当たり当期純利益	20 円 99 銭

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月２６日

株式会社マツモト

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部正典	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飛田貴史	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マツモトの２０１９年５月１日から２０２０年４月３０日までの第３２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

株式会社　マツモト　監査役会

監査役（常勤）　石川　正則　㊞

社外監査役　安井　玄治　㊞

社外監査役　原永　茂　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案　剰余金の処分の件

第 32 期期末配当につきましては、当期の業績および財産の状況ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 100 円　　総額 37,746,500 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020 年 7 月 30 日

第２号議案　　取締役５名選任の件

取締役松本政敬、松本敬三郎、松本大輝、梅津武、杉本佳彦の５名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松本（まつもと）　政敬（まさよし） （1926年8月2日生）	1947年 4月　松本写真工芸所入社 1949年 4月　合資会社松本写真印刷社 　　無限責任社員 1989年 2月　当社代表取締役社長 1994年 7月　当社代表取締役会長（現任）	28,800株
2	松本（まつもと）　敬三郎（けいざぶろう） （1951年4月3日生）	1975年 4月　合資会社松本写真印刷社入社 1989年 2月　当社取締役 1989年 5月　当社専務取締役生産本部長 1992年 7月　当社代表取締役専務取締役 　　生産本部長 1994年 7月　当社代表取締役社長（現任）	58,900株
3	松本（まつもと）　大輝（だいき） （1981年8月18日生）	2007年 1月　富士ゼロックス株式会社入社 2008年 4月　当社入社 2008年12月　当社東京営業所長 2009年 7月　当社常務取締役営業本部長（現任）	17,000株
4	梅津（うめづ）　武（たけし） （1954年2月11日生）	1976年 4月　三井造船株式会社入社 1989年 9月　当社入社統合管理政策室長 1994年 7月　当社取締役統合管理政策室長 2002年12月　当社取締役総務部長（現任）	17,600株
5	杉本（すぎもと）　佳彦（よしひこ） （1964年12月26日生）	1989年10月　太田昭和監査法人 　　（現:EY新日本有限責任監査法人） 　　入所 1993年 8月　公認会計士登録（現任） 2014年 8月　杉本公認会計士事務所開設 2015年 7月　当社取締役（現任）	－株

（注）１．取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．杉本佳彦氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．杉本佳彦氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験や専門知識等を当社の経営に反映していただくためであり、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図
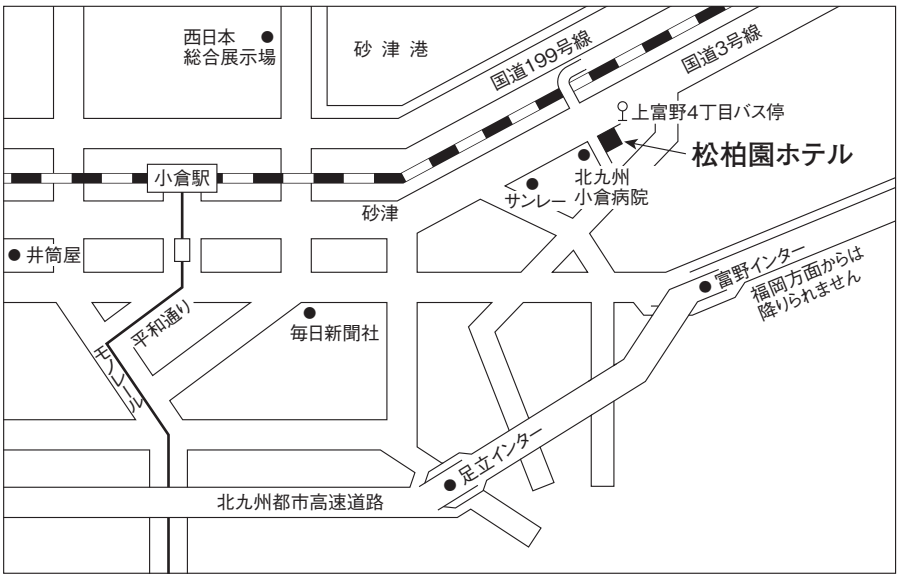
会場：北九州市小倉北区上富野四丁目1番25号
松柏園ホテル
TEL(093)511-2228